

"Footprints in the Forest (Fern, 2004)"より

AFS(オーストラリア林業基準)

ティム・キャドマンの報告による

1. 歴史と特徴

設立

AFSは、林業・漁業・養殖業に関する閣僚会議(第一次産業閣僚会議の第一次産業常任委員会に改名)と、林産業界による共同の取り組みとして設立された。林産業界からは、全国森林産業協会(NAFI)、オーストラリア植林木材協会(PTAA)、オーストラリア森林グロウワーズ(AFG)が参加し、連邦政府の農林水産省が事務局を担っている。AFS社が2003年7月23日に設立され、AFSとオーストラリアの森林認証制度の他の部分を運営している。AFSはPEFCのメンバーであり、PEFCに承認された制度となることにより、他の13のPEFCに承認された制度と相互承認の合意を得るための審査を申請している。

訳者注: AFSは2004年10月にPEFCによって承認された。2005年10月現在、20の制度がPEFCによって承認されている。

資金

この制度の開発にあたって、第一次産業閣僚会議の第一次産業常任委員会、すなわち連邦政府、州政府、地方政府と、主要な森林・木材業界団体、すなわちNAFI、PTAA、AFGによって、それぞれ同額の資金が提供されている。

背景・目的

AFSの設立の背景は、AFSのホームページに以下のように記載されている。「木材の購入者は、食料や衣料などの他の商品の購入者と同様に、購入する製品がどこでどのように生産されたかについて、より関心を持つようになってきている。こうした関心に応えるため、世界中の木材生産者は、様々な第三者による森林管理の認証システムを調査し始めている。AFSは地域社会の価値と森林管理の技術を適用することによって、森林が適切に管理されているかどうかを評価するにあたって最も重要な経済、社会、環境、先住民族それぞれの基準を特定している。」¹

対象範囲

AFSは、すべてのタイプ、あらゆる規模の森林と土地を対象としている。複数の森林所有者によるグループ認証の規定も盛り込まれている。

認証された面積

1件の認証がガンズ社に発行されている。認証面積は約22万ha²。

ラベルとCoC

ラベルはまだ利用可能ではない。ラベル付けの手続きとCoC(加工・流通過程の管理)基準は準備されたが、現在、スタンダード・オーストラリアによるオーストラリア基準としての承認の審査を受けている。AFS社はロゴを持っており、ラベルとしても使用可能なものである。ラベル付けのルールは、2004年の使用に向けて開発中である。

訳者注: AFSは2004年10月にPEFCによって承認されたため、AFS認証材の製品にはPEFCのラベルを付けることができる。

2．基準の高さ

パフォーマンス認証かシステム認証か

AFS の基準はひとつだが、州や地方によって異なる規制に基づき、地域ごとに解釈することができる。AFS は、主にシステムベースの基準と一部のパフォーマンスベースの規範的な基準の組み合わせである。これらの基準は、温帯林・亜寒帯林の保全と持続可能な管理のためのモントリオールプロセスに盛り込まれている国際的なシステムベースの基準に基づいている（政府間プロセスと認証の違いについては、「Footprints in the Forest」の 16 ページを参照）。さらに AFS には、全国のおよび地域的な協定や州ごとの管理ガイドラインがある。

基準の高さ

AFS はモントリオールプロセスに基づくもので、国家森林政策や地域森林協定(RFA)によって地域の状況に応じて解釈される。各州政府の森林管理の方法にはかなりの相違が見られるため、管理の手続きやガイドラインはかなり異なっている。そのため AFS は、土壌や水の保全のための目標、化学物質の使用、希少種の保護など、解釈によるかなりの柔軟性を認めている。

AFS は社会的、精神的、環境的、経済的価値を盛り込んでいと主張している。しかし、複数の環境 NGO は、AFS がこれらの価値を盛り込んでいないとして、この AFS のプロセスから離脱している。環境団体は、AFS のプロセスに関する懸念を払拭することができないため、環境問題の取り組みにおける実質的な進展が行われる前に脱退した。現在の基準案に対する環境面の懸念には、皆伐の実施、化学物質の使用（特に、野生生物に対する毒薬として用いられる「1080」）、オールドグロスの伐採、天然林の植林への転換がある。先住民族は、上部団体である ATSIC（アボリジニーとトレス海峡島民委員会）を通して AFS の技術参考委員会に出席している。

コメント

オーストラリア国内の数多くの環境 NGO は、AFS が環境面の主な懸念に取り組んでおらず、天然林の植林への転換や GMO の使用などの「これまでどおりの」森林施行を認証しているとして、強く批判している³。AFS は、GMO の使用や炭素固定などのいくつかの問題について、最初のレビュー期間に再検討すると発表している⁴。

3．基準設定の手続き

誰が関与しているか？

AFS の体制、構成、権限は、元々政府と林産業界によって決められた。その後、技術参考委員会が設立され、10 人の林産業界の代表者と、9 人の他の関係者（地域・消費者、科学者、規制組織、森林所有者、加工業者）の代表から構成されている。

初期段階では、AFS の開発は環境 NGO や先住民族団体の参加なしに進められた。第 2 段階において、2 人の環境団体の代表が AFS の開発を行う委員会に参加した。WWF と天然林ネットワーク・オーストラリア（当該団体と 6 つの他の環境 NGO を代表）であった。2 人の代表は、彼らが完全な形で参加することが AFS をより包括的なものに再構成するための条件であると一貫して主張した。何度も体制を再交渉しようと努力したが、変化は期待できないことが明らかになったため、2 人の NGO 代表はこのプロセスから離脱した。

コメント

NGO が AFS のプロセスから離脱した後も、AFS のホームページでは、環境 NGO がまだ AFS に参加していることをほのめかす情報を掲載しつづけている⁵。以下の声明から考えると、AFS の内部には、全国または地域の森林計画や政策の開発と、認証基準の開発の違いについて混乱があるように思われる。

「一般国民との協議や参加は、オーストラリア国内の公有林管理の法律や政策、計画を策定するにあた

って不可欠である。すべての州において、森林管理の計画策定において地域社会の利害・関心や意見を考慮するために、公式な一般国民との協議や参加のプロセスが行われている。」⁶

バランスの取れた参加が求められているか？

バランスのある参加に関する要求事項はない。環境、社会、経済のそれぞれの代表者に対して平等な影響力は与えられていない。

4．認証プロセス

誰が何をしているか？

認証機関は、AFSの一般の基準を用い、地域（州または地方）の規制も考慮に入れている。この基準自体は一般的なものであるため、こうした行為が認められている。林業会社が認証機関に申し入れると、認証機関は見積価格を提供するための基本的な情報と正式な申請書の提出を求める。事前調査が行われる場合もある。森林所有者が認証プロセスの準備ができると、正式な申請書を作成し、認証機関と費用について合意する。認証機関は最初の現地調査を行い、チームに能力があるか、システムが監査の準備ができているかについて、監査計画が適切であることを確認する。監査の間、認証機関は森林管理の評価を認証基準の要求事項に対して行う。監査結果が良好である場合は、認証が発行される。認証機関は継続的に基準に従っていることを確認するため、認証取得者を調査する。また、森林所有者が求められた改善策が実行されていることも確認する。

求められる改善策がどれくらいの場合に認証が発行され、求められる改善策がどれくらい大きいと認証が発行されないかは不明である。文書上では、大きな不一致、すなわち森林管理が関連する要求事項を満たしていない場合と、小さな不一致、すなわち森林管理が要求事項を一部満たしていないか、要求事項が満たされていない可能性がある場合に区別している。大きな不一致が認められた場合は、その要求事項が満たされるまで認証は発行されない。大きな不一致が改善されるまでにかかなりの時間がかかった場合は、認証を取得するためには改めて監査を受けなければならない。

利害関係者との協議が求められているか？

認証プロセスにおいて、NGOや地域社会との協議や参加が求められているかどうかについては、協議の開催方法に関する手引きとともにあいまいである。AFSは参加に関して次のように述べている。「一般的に認証における参加は促進するべきである。しかし、参加のレベルは認証プロセスの段階に応じて適切なものでなければならない。設立段階と論争解決の段階では幅広い利害関係者の関与が、認定や認証の段階では限られた代表者によるものが適切である。」⁷

モニタリング

監査査察が毎年行われ、3年ごとに認証が再評価される⁸。

苦情処理

最終の基準案では、苦情や論争への対応手続きには、受け取った苦情や論争の識別と記録、苦情や論争の具体化のための手段、短期的および長期的な改善策と予防措置の識別、論争解決に至る合意事項の書類作成、講じられた改善策や予防措置の書類作成とその効果の評価などの問題が発生する可能性がある⁹。しかし、苦情処理手続きが現在あるまたは計画されているのか、また実際にどのように機能するのは、明確でない。

5．透明性

概要報告書は入手可能か？

不明

基準や手続きは公開されているか？

(略) AFS の基準は、www.forestrystandard.org.au/where.html において入手可能である。

6 . ラベルと CoC

ラベルの使用

ラベルは準備中で、ラベル付けのルールは 2004 年の使用に向けて開発中である。

訳者注：AFS は 2004 年 10 月に PEFC によって承認されたため、AFS 認証材の製品には PEFC のラベルを付けることができる。

CoC プロセスと主な要求事項

CoC 手続き案 (2003/8/18) が公開されており¹⁰、PEFC のものと非常に似ている。企業が AFS の CoC を取得する方法には 2 通りある。

- a) 商品一覧表の管理と原材料フローの出入報告
- b) 物理的な分離と / または原材料のマーキング

選択肢 a) では、固形木材についての出入システムと、加工製品に対する最低平均パーセント法の 2 つの方法を認めている。最低パーセント法では、すべての木材または林産物の体積または重量の 70% 未満であってはならない。このパーセントには、他の認証制度によって認証された森林から産出された木材も含めることができる。

コメント

AFS における CoC 認証の対象は製品に限られない。AFS は、ひとまとまりの製品やひとつの生産単位 (または工場、敷地、設備、ライン)、ひとつの地域や全国の組織の操業に対して、CoC 認証によって生産されたと主張することを認めている。

論争的となっている原料に関する方針

方針案では、違法な出所からのものであることが知られている木材原料は、認証チェーンのどの段階においても入らないことを確実にしなければならないと記載している。木材原料または林産物の原産地を記録し、製品が合法的なものであることを確認する手続きを行ったことを示さなければならない。

¹ <http://www.forestrystandard.org.au/paper01.html>

² AFS社マーク・エドワーズ氏との私的通信 (2004年1月30日)

³ WWF、西オーストラリア森林連合、地球の友、コンサベーション・カウンスル、天然林ネットワークなど

⁴ AFS社マーク・エドワーズ氏とティム・キャドマンとの通信 (2003年12月15日)

⁵ <http://www.forestrystandard.org.au/paper05.html>

⁶ <http://www.forestrystandard.org.au/paper05.html>

⁷ <http://www.forestrystandard.org.au/paper05.html>

⁸ <http://www.forestrystandard.org.au/paper10.html>

⁹ Final draft Australian Forestry Standard Page 171 of 207

¹⁰ http://www.forestrystandard.org.au/publications/pdf/draft3_coc_standard_180803.pdf

原文：Footprints in the Forest (Fern, 2004.2), pp.58-61

<http://www.fern.org/pubs/reports/footprints.pdf>

脚注は原文による。

翻訳：熱帯林行動ネットワーク(JATAN)